

申告の準備はお早めに



期間：2月9日(金)～3月15日(木) ※土・日・祝日を除く

◎申告会場は下記のとおりです。(会場が分かれます。)

注意！ 申告会場を間違えると受付ができませんので、ご確認のうえおいでください。

受付時間 午前の部 9時～11時30分
 午後の部 1時～4時30分



平成19年1月1日現在の住所登録地が、
 本宮・青田・荒井・仁井田・高木・岩根・関下地区の方は
 申告会場が、

本宮市役所2階会議室 となります。

平成19年1月1日現在の住所登録地が、
 和田・糠沢・白岩・長屋・稲沢・松沢地区の方は
 申告会場が、

白沢総合支所2階会議室 となります。

平成18年分所得の所得税や平成19年度市県民税、国民健康保険税の申告時期が間近になりました。申告の必要の方は、1月下旬に各戸へ配布する「申告受付日程表」をご確認のうえ、各地区の指定日時に申告会場へおいでください。

なお、二本松税務署で申告される方は、申告書作成会場が福島県男女共生センター（二本松市郭内1-196-1、二本松北小学校向かい）となりますので、ご注意ください。

申告のお知らせについては、市のホームページにも掲載しています。<http://www.city.motomiya.lg.jp/>

| 対 象 者 | 申 告 に 必 要 な も の |
|--|---|
| ①営業や農業などの事業所得がある方 ②公的年金等の所得のみで、各種控除を受けるなど確定申告が必要な方 ③不動産、利子、配当などの所得がある方 ④給与所得のある方で ・給与の収入金額が2,000万円を超える方 ・2カ所以上から給与の支払いを受けている方 ・平成18年中に退職し、その後就職しなかった方 ・年末調整をしていない方 ⑤土地や建物、山林などの譲渡所得があった方 ⑥国民健康保険に加入している方 ⑦ローンなどを利用してマイホームを取得した方 ⑧医療費控除、生命保険料控除などを受ける方 | ○印鑑（口座振替納税の方は金融機関届出印） ○預金通帳または口座番号のわかる書類 ○税務署から送付の申告用紙（税務署から送付のあった方） ○営業・農業・不動産貸付などの事業を営んでいる方は、収支内訳書、売上、仕入、経費などがわかる書類 ○勤務先などから発行される、源泉徴収票や支払証明書 ○医療費や、生命・損害保険料、寄付金、障害者などの控除を受ける方は、その証明書や領収書 ○配偶者・扶養控除などを受ける方は、配偶者および扶養親族の所得がわかる源泉徴収票または支払証明書など ○国民健康保険税や国民年金保険料などの社会保険料控除を受ける方は、納入された保険料を確認できる領収書、または証明書 |

医療費控除を受けられる方へ

・自分や自分と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合に認められます。

・控除額の計算式

(支払った医療費の額－保険金の補てん額)－(10万円か「合計所得額×5%」の少ない方の金額)＝控除額

・医療費の控除額は、平成18年の1月から12月までに支払った分が該当となりますので、事前に領収書の日付の確認や、医療費の集計をしておいでください。

農業所得の申告をされる方へ

・水稲の作付面積が2ha以上の方や、販売を目的に野菜などを耕作されている方は、収支計算により農業所得の申告をしていただくこととなりますので、経理状況を記入した帳簿や領収書などをお持ちください。

・水稲の作付面積が2ha未満（自家消費用畑の作付のみを含む）の方も収支計算によるのが原則ですが、「農業所得簡易計算」による簡易な計算方式で算出することができます。

※平成19年分（申告時期は平成20年2月～3月）から農業所得簡易計算が廃止となります。

そのため、今年分からは、収入と経費の分かる伝票・領収書を科目ごとにまとめ帳簿付けすることが必要になりますのでご注意ください。

住宅借入金等特別控除(住宅ローン減税)を受けられる方へ

住宅ローンを利用して、住宅を新築(増改築を含む)または建売住宅などを購入した場合で、一定の要件を満たす方が該当します。

【申告の際に準備するもの】

①建築工事の請負契約書(写)または建物売買契約書(写) ②住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

③建物の登記簿謄本 ④住民票の写し ⑤源泉徴収票(原本)

⑥敷地を、建物と一括で購入または新築の日前2年以内に購入したときなどは、敷地の売買契約書(写)や土地の登記簿謄本